

## 八街市ホームページ広告募集要領

(趣旨)

第1条 この要領は、八街市（以下「市」という。）が管理するホームページへの広告掲載に関し八街市広告掲載要綱（平成18年告示第197号。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(広告の規格等)

第2条 広告は、広告を掲載する者（以下「広告掲載者」という。）が指定するWEBページにリンクする広告とし、広告の規格等は、次のとおりとする。

- (1) ファイル形式 GIFファイル又はJPEGファイル
- (2) 容量 15キロバイト以内
- (3) 掲載位置 市ホームページ内の市が指定する場所

(広告の掲載料)

第3条 広告の掲載料は、次のとおりとする。

広告掲載料 1枠 10,000円/月

(広告主)

第4条 広告主は、次のいずれかにも該当しないものとする。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団（以下、第3号において「暴力団」という。）又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6項に規定する暴力団員（以下、「暴力団員」という。）
- (2) 暴力団員が事業主又は役員となっている事業者
- (3) 暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

(広告の掲載期間)

第5条 広告の掲載期間は、月の初日から当該月の末日までの1カ月単位とし、毎年4月1日から翌年3月31日までの間において複数月にわたる掲載も可能とする。

- 2 広告掲載期間内に連続して3日を超えて、広告主の責に帰さない理由により掲載されなかった場合は、その日数に応じて翌月まで掲載期間を延長できる。

(広告掲載者の募集)

第6条 市は、市ホームページ等により広告掲載者を公募するものとする。

(広告に要する経費)

第7条 広告掲載希望者は、広告の原稿の作成経費等、広告を掲載するために必要な一切の費用について負担するものとする。

(広告掲載の申込み及び決定)

第8条 広告掲載希望者は、八街市ホームページ広告掲載申込書（別記様式第1号）に、掲載しようとする広告の原稿及びリンク先のホームページの内容がわかるものを添えて、市長に申し込むものとする。

- 2 市長は、前項の規定による申込みがあった場合は、要綱第5条の規定により審査を行い広告の可否を決定し、八街市ホームページ広告掲載（不掲

載) 決定通知書(別記様式第2号)により通知するものとする。

(広告掲載料の納付)

第9条 広告掲載の決定を受けた者は、市長が指定する期日までに広告掲載料を納付しなければならない。

(広告原稿の作成及び提出)

第10条 広告掲載者は、掲載しようとする広告のデータを作成し、八街市ホームページ広告掲載承諾書(別記様式第3号)を添えて提出するものとする。

(広告の掲載の取消し)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告の掲載の決定を取り消すことができる。

(1) 指定する期日までに広告掲載料の納入がなかったとき。

(2) 指定する期日までに広告原稿の提出がなかったとき。

(3) 広告掲載者又は広告の内容が不相当であると市長が判断したとき。

2 市長は、前項の規定により広告の掲載の決定を取り消したときは、八街市ホームページ広告掲載取消決定通知書(別記様式第4号)により、広告掲載者に通知するものとする。

(広告掲載の取下げ)

第12条 広告掲載者は、自己の都合により市ホームページへの広告掲載を取り下げることができるものとする。

2 前項の規定により広告の掲載を取り下げようとするときは、八街市ホームページ広告掲載取下届出書(別記様式第5号)により市長に届け出なければならない。

(広告掲載料の返還)

第13条 納入された広告掲載料は返還しない。ただし、複数月の広告掲載料を納付している場合は、広告の取下げの申し出があった日の属する月の翌月以降の月にかかる広告掲載料は返還する。

2 前項ただし書の規定により返還する広告掲載料には、利子を付さない。

(広告掲載者の責務)

第14条 広告の内容に関する一切の責任は、広告掲載者が負うものとする。

(免責)

第15条 市は、次に掲げる事由により、広告掲載を行わなかった場合において、広告掲載者に対し、損害賠償等を行わない。

(1) 機器等の保守又は工事を行う場合

(2) 天災、事変その他の非常事態が発生した場合

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年1月18日から施行する。